

「空飛ぶクルマ」会場外ポート事業者募集  
 公募型プロポーザル方式にかかる質問と回答

1 土地等の利用に関すること

No.	募集要項 該当箇所	質問	回答
1	募集要項 13ページ 原状回復義務について	原状回復に関して、舗装やその他整地したエリアに関しては舗装をはがして現状の土被り状態に戻す必要がありますでしょうか？それとも舗装はそのままで返還でも良いか？	原則、原状回復となりますが、大阪市が特に承認した場合はこの限りではありません。 回復する際は、大阪港湾局計画整備部施設管理課（緑地管理及び施設管理）宛に事前協議をお願いいたします。
2	敷地情報について	敷地の図面をCADで頂きたい。(以下が分かるもの) * 平面図（各種境界の位置が入ったもの） * 測量図（敷地の高低差が把握できるもの）	測量した各種境界点が入った平面図については、CADデータ（現況図）をご確認下さい。 敷地の高低差が把握できる現況測量図はありません。
3	敷地周辺情報について	換気塔の詳細図面、平面、断面、立面、高さのわかる資料を頂きたい。	断面図、立面図のとおりです。 高さについては、断面図に記載の値をご確認ください。 平面図については、大阪港湾局計画整備部施設管理課（施設管理）宛にメールにて問合せいただければ、必要に応じて提供させていただきます。 メールアドレス：na0016@city.osaka.lg.jp
4	敷地情報について	南側の埠頭に停泊する船舶の停泊位置および船舶の高さをご教示頂きたい。	南側の埠頭に停泊する船舶の停泊位置や高さは非公表です。 情報提供に関しては、南側の係留施設を利用する事業者との要相談となるため、本公募において決定した事業者から大阪港湾局計画整備部海務課（海務）宛にお問い合わせください。
5	現地見学でのご説明内容	現地見学で口頭説明のあったフェンスの整備について具体的な整備計画をご教示頂きたい。	令和6年度に大阪市内でフェンス工事を実施予定ですが、予算成立を前提としています。 工事内容は、本公募地北側の既設緑色フェンス及び門扉の取替、係留施設のある南側のフェンス及び門扉の新設を考えています。フェンス及び門扉の仕様等については、決定した事業者と協議させていただきます。
6	現地見学でのご説明内容	現地見学で口頭説明のあったフェンスの整備について、パーティポート整備指針に記載されている離着陸場の付帯施設としての立入禁止用の場周柵に該当するか、現在の計画があれば開示頂きたい。また、当該フェンスにつき一部可動機能を持たせることも念頭に置いて計画頂きたい。	実施予定のフェンス工事では、パーティポート整備指針に記載されている立入禁止用の場周柵の基準に合うように整備する予定ですが、決定した事業者と仕様等について協議させていただきます。現在のフェンス工事の計画は、上記5で回答させていただきました。

「空飛ぶクルマ」会場外ポート事業者募集  
公募型プロポーザル方式にかかる質問と回答

7	現地見学でのご説明内容	現地見学で口頭説明のあった本年度予定されている実証実験への対応として実施予定の電柱埋設の情報について教えてほしい（位置・埋設方法等）	<p>現在、中央突堤において実証実験を行いたいと申出のあった事業者と協議中でありますので、下記の通りお示しさせていただきます。</p> <p>→大阪港湾局（回答）</p> <p>この実証実験では、電柱の一時撤去、電線の一時撤去及び地中化等を実施し、実証実験が終了後に原状回復をすることになってはいますが、原状回復を行わず本公募において決定した事業者への引継ぎの可否についても調整しています。</p> <p>(10月27日更新)</p> <p>中央突堤において実証実験を行いたいと申出のあった事業者より、実施時期について延期の申出がありましたので、本公募において決定した事業者に現状有姿で引き渡します。なお、実施時期については、万博期間後で調整中です。</p>
8	現地調査について	当該敷地について、提案前に測量等の為に現地調査をさせて頂くことは可能でしょうか？	<p>可能ですが、臨港道路の占用許可の範囲については行為許可申請の必要がございますので、大阪港湾局計画整備部施設管理課（緑地管理及び施設管理）宛に事前協議をお願いいたします。</p>
9	離着陸場の活用方法について	当該敷地に関し、空飛ぶクルマの離着陸が無い期間・時間帯において、空飛ぶクルマの運用を妨げない範囲でヘリコプターの離着陸に活用することは可能か？	<p>原則として、認められませんが、事業の趣旨を鑑みて行われる実証実験や社会受容性の向上に繋がる取組等であれば、ヘリコプターの離着陸であっても認める場合がありますので、「様式7 事業計画書」に記載の上、ご提案下さい。なお、ヘリコプターの離着陸の実施にあたっては、ヘリコプターを運航する事業者が場外離着陸申請をはじめとする許認可申請や関係機関及び周辺住民への説明等の必要な準備を行っていただく必要がありますが、本公募において決定した事業者においても、当該事業の募集要項 第2 3. 会場外ポート整備に関する事項をご確認のうえ、運航事業者等関係者と協力していただく必要があります。</p>

「空飛ぶクルマ」会場外ポート事業者募集  
 公募型プロポーザル方式にかかる質問と回答

<p>10</p>	<p>募集要項 10ページ 支障となる構造物の撤去について</p>	<p>敷地内外の電柱や照明が制限表面に干渉する場合に移設が可能か？また、それぞれの高さ情報について教えて頂きたい。                  * 敷地北東側の電柱                  * 敷地南側埠頭エリアの照明柱</p>	<p>●大阪市設置電柱・照明柱                  移設は可能ですが、現状の照明設備の機能を保持することと原状回復を行うことが条件となります。                  【電柱・照明柱の高さ】                  ①～⑤、⑪（電柱）：8,000mm（地上部分6,600mm）                  ⑥～⑨（照明柱）：8,000mm（地上部分）                  ⑩（照明柱）：4,500mm（地上部分）</p> <p>●事業者設置電柱・照明柱                  その他、事業者設置の電柱・照明柱があります。（設置事業者は非公表）                  A（電柱）の高さに関しては約8.3m、B、C（照明柱）の高さに関しては約4.8mとなります。                  移設に関しては、決定した事業者から設置事業者への要相談となります。                  なお、①～⑪、A～Cの電柱・照明柱の位置については、配置図をご確認ください。</p>
<p>11</p>	<p>募集要項 6ページ</p>	<p>第2 2. 土地等の利用に関する条件について                  ・「建築物及び工作物（舗装、柵、側溝等）等の整備が可能な範囲は、市街化区域内に限る」とされているが、工作物も一切不可となると市街化調整区域の活用が難しいため、同区域においても舗装、柵等の整備を認めていただくことは可能か。また、同区域を巡回・巡視業務、維持管理業務における駐車スペースおよび横付けスペースとすることは可能か。</p>	<p>募集要項6ページ 第2 2. 土地等の利用に関する条件に記載のとおりです。土地等の利用に係る主な要件については、(6)に記載のとおり、各担当へお問合せください。</p>

「空飛ぶクルマ」会場外ポート事業者募集  
公募型プロポーザル方式にかかる質問と回答

12	募集要項 7ページ	<p>第2 2. (7) 土地等の制限関係（咲洲トンネル上の掘削制限）について</p> <p>・「掘削を行う場合は、トンネル躯体への影響を確認するため詳細な資料を提出し、港湾管理者（大阪港湾局）の許可を得る必要」とあるが、詳細な資料とはどのような資料を想定しているか。また、手続き期間をどの程度想定すればよいか。</p>	<p>上載荷重の変化に伴うトンネル構造物の浮き上がり検討の必要性が考えられますが、その他についても、掘削範囲や深さにより必要に応じて検討する必要があります。詳細は大阪港湾局計画整備部施設管理課（施設管理）宛に電話またはメールにてお問い合わせください。掘削内容に応じて、説明にお越しいただく場合があります。その際、掘削内容が分かる掘削範囲や深さの図面等をご提示ください。なお、当質問に関する事項以外の質問にはお答えできません。</p> <p>電話番号：06-6572-2674 メールアドレス：na0016@city.osaka.lg.jp</p> <p>手続き期間については、臨港道路等占用許可申請とは別途、約30日程度必要となります。</p>
13	募集要項 7ページ	<p>第2 2. (7) 土地等の制限関係（咲洲トンネル上の荷重制限）について</p> <p>・咲洲トンネル上の掘削制限と荷重制限について9ページの別図3があるが、トンネル構造物と対象地の位置関係（平面・断面）が判別できる資料はあるか。</p>	<p>平面については、現況図にトンネル位置図を重ねた図がないため参考に建造時のトンネル躯体の座標（日本測地系）が分かる資料（平面図（座標））をご確認ください。</p> <p>断面についても、地盤沈下等により現況と変化している可能性があります。参考にトンネル建造時の図面（トンネル断面図1～6）をご確認ください。</p>
14	募集要項 8ページ	<p>第2 2. (8)土地等における通行等について</p> <p>①各種巡回・巡視業務、維持管理業務における駐車スペースおよび横付けスペースに指定はあるのか。</p> <p>②大阪港咲洲トンネル港区側換気所の巡回・巡視業務（3回/日）が実施される時間帯は何時頃か。また、1回程度/年の各種巡回・巡視業務、維持管理業務の実施時期はいつ頃か。</p> <p>③通行に際して、事前の調整をどのように考えればよいか。（直前の通知だけでは、運航計画上支障があると考えられるため。）</p> <p>④「南側の係留施設に船を係留する乗組員等の通行」とあるが、想定されるルートや頻度などご教示いただきたい。</p>	<p>①駐車スペース等については、各種巡回・巡視業務、維持管理業務を行う事業者と協議を行っていただくこととなりますので、本公募において決定した事業者に、協議先等についてご連絡いたします。</p> <p>②大阪港咲洲トンネル港区側換気所の定期巡回については、現状10、14、19時頃の3回です。なお、巡回・巡視業務につきましては今後回数や時間の変更等の可能性もあります。また、1回程度/年の各種巡回・巡視業務、維持管理業務については5～6月頃実施予定ですが、その他不定期で設備点検等の際や緊急時に換気所へ行くことが想定されます。</p> <p>③通行に際しての事前の調整の仕方については、通行する事業者と協議を行っていただくこととなりますので、本公募において決定した事業者に、協議先等についてご連絡いたします。</p> <p>④南側の係留施設に船を係留する乗組員等の通行については、南側の係留施設を利用する事業者と協議を行っていただくこととなるため、本公募において決定した事業者に、協議先等についてご連絡いたします。</p>

「空飛ぶクルマ」会場外ポート事業者募集  
 公募型プロポーザル方式にかかる質問と回答

15	募集要項 1 3 ページ	第 2 7. 原状回復義務について ・舗装等についても原状回復（土への復旧）が求められるのか。	No.1をご確認ください。
16	現地説明会	①今年度の実証実験による電線地中化に伴い電線が埋設されることだが、施工内容（埋設位置、深度等）やスケジュールについてご教示いただきたい。また、埋設エリアの舗装、掘削は可能か。 ②北側フェンスは大阪市で更新予定とのことだが、その仕様（高さ、門扉の位置など）や更新スケジュールを教えてください。また南側フェンスも検討中とされているが、更新有無の決定時期、市が更新しない場合の事業者による更新可否、その際の費用負担の考え方についてご教示いただきたい。 ③北側フェンスとの間に5mの通行スペース確保が必要とのことだが、具体的な条件（最低限確保すべき間隔、旅客動線との共用可否、離着陸帯との重複の可否、舗装等仕様に指定があるか等）についてご教示いただきたい。	①No.7をご確認ください。 ②北側及び南側フェンスの仕様概要は、高さ1.8mに直忍び付、色彩は、標準色を考えていますが、細部の支柱径や基礎形状等及び更新スケジュール調整は、本公募において決定した事業者と協議させて頂きます。更新・新設の有無の決定を年度内に予定しています。市が更新・新設しない場合は、事業者の負担でポートに必要なフェンスを設置して頂くこととなります。 ③5m程度の幅を確保していただければ、具体的な条件はありません。なお、通行スペースの確保が難しい場合は別途協議可能です。
17	No.4に関する追加質問	①南側埠頭に停泊する船舶位置、高さ、運航計画について、採択後に事業者を確認とのことだが、確認した結果、離着陸場の設置・運用に支障があると確認された場合、どのように対応すべきか？ ②調整の結果、想定した離着陸場設置・運用ができない場合、辞退しても問題ないか？	①本公募において決定した事業者が提案した事業計画の実現に向けて、本市も協力させていただきますが、関係事業者との調整過程において、提案内容によっては、事業計画の修正等を求めることがあります。 ②辞退を認めるかどうかについては、状況に応じて、対応を検討します。
18	No.10に関する追加質問	①敷地の北東方向にある敷地外道路上の電柱が制限表面に干渉する場合に移設が可能か？ ②また、それぞれの高さ情報について教えてください。	①敷地の北東方向にある敷地外道路上の電柱は本市が設置した電柱ではありません。設置事業者へ移設協議をお願いいたします。 ②高さにつきましても、設置事業者へお問い合わせください。
19	No.10に関する追加質問	①事業者設置電柱・照明柱について、採択後に設置業者に確認とのことだが、設置業者に相談した結果、移設不可との回答となり、その結果、制限表面を確保できなくなった場合、どのように対応すべきか？ ②想定した離着陸場設置・運用ができない場合、辞退しても問題ないか？	No.17をご確認ください。

「空飛ぶクルマ」会場外ポート事業者募集  
公募型プロポーザル方式にかかる質問と回答

20	-	C A Dデータについて、周辺施設も含めた詳細なものがあれば、ご提供いただきたい。	<p>周辺施設も含めた図面については、大阪市の地図情報サイト「マップナビおおさか」の「白地図」または「白地図（申請用）」をご覧ください。（URL：  <a href="https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal">https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal</a>）</p> <p>また、これらのデータは、公共測量成果として、G 空間情報センターからDXF形式でダウンロードすることができます。  詳しくは、下記のURLにアクセスして、利用規約に従ってください。  （U R L：  <a href="https://www.geospatial.jp/ckan/dataset/r04-dm-dxf-mxd-pdf">https://www.geospatial.jp/ckan/dataset/r04-dm-dxf-mxd-pdf</a>）</p>
21	-	構造物の地耐力等の確認のため、敷地の地質調査結果をご教示いただきたい。	大阪港湾局が実施した敷地内の地質調査結果についてはありません。
22	-	敷地の排水設備について、流末（公共下水への接続部）をご教示いただきたい。	敷地内の排水設備については現状設置されておりませんが、参考に敷地内に一部通っております咲洲トンネルの排水設備の流末についての資料は提供できますので、No.3に記載の宛先までご連絡をお願いいたします。
23	募集要項 6ページ	<p>第2 2. 土地等の利用に関する条件について</p> <p>①資機材等の搬入・搬出ルートに関する制限等があればご教示いただきたい。</p> <p>②作業期間の制限（土日祝、年末年始、時間帯）等があればご教示いただきたい。</p> <p>③掘削残土の処理について、処分地の指定があればご教示いただきたい。</p>	<p>① 陸上輸送の場合は、搬入・搬出ルートに制限はございませんが、確認のため詳細が決まり次第、大阪港湾局計画整備部施設管理課（緑地管理及び施設管理）宛に事前協議をお願いいたします。</p> <p>② 関係機関及び周辺住民の承諾を得ている場合は、制限はありません。</p> <p>③ ありません。</p>
24	募集要項 7ページ	<p>第2 2. (7) 土地等の制限関係（咲洲トンネル上の荷重制限）について</p> <p>・使用機械の重量制限等をご教示いただきたい。（「土被り3.5mで1.15tf/m<sup>2</sup>」等の荷重制限は、施工中の一時的な荷重にはどこまで適用されるか。）</p>	<p>施工中の一時的な荷重につきましても、公募要項第2 2. (7)に記載の荷重制限を原則として厳守していただくようお願いいたします。</p>

「空飛ぶクルマ」会場外ポート事業者募集  
 公募型プロポーザル方式にかかる質問と回答

25	募集要項 10ページ	第2 2. (10) 別図5について ・記載されている設備のうち、埋設されているもの、またこれから埋設される予定のものについて、埋設深さの分かる資料をご提供いただきたい。	埋設されております下水管及び人孔の資料につきましては、No.3に記載の宛先までご連絡をお願いいたします。上水道につきましては、埋設深さ不明です。 照明については、図面（照明設備（埋設物確認用））のとおり、照明柱HF1からHF3送りの途中までは、地中配管となっており、埋設深さは、配管下端で約GL-800程度となっております。
26	募集要項 13ページ	第2 7. 原状回復義務について ・復旧工事について、現況平面図をご提供いただきたい。	No.2に記載の（現況図）をご参照ください。
27	土地等に関する質問11の回答	市街化調整区域内での舗装・柵等の整備に関しては、募集要項6ページに記載のご担当に連絡するように記載がありますが、記載の各部署における想定質問として、市街化調整区域内での作業に関する記載がありません。恐れ入りますが、相談先をご教示頂けますでしょうか？	募集要項6ページに記載のとおり、整備が可能な範囲は、市街化区域内に限ります。提案内容によっては、関係部署と協議を行っていただきます。
28	募集要項 10ページ	第2 3. (9)支障となる構造物の撤去について ・敷地構内の電柱について、移設で地中化した場合、原状復旧の際に埋設管路の撤去も必要か。	電柱を移設する場合、現状の照明設備の機能を保持することと原状回復を行うことが条件となりますので、埋設管路であっても原則撤去が必要です。

2 ポート整備に関すること

No.	募集要項 該当箇所	質問	回答
1	募集要項 13ページ	第2 6. (1)③について 全額自己負担となる「整備に係る経費」とは具体的に何を想定しているか。	第2 6.(1)①、②に係る経費を指します。補助金は、原則として整備完了後の精算払いとなり、補助金交付まで自己負担で経費支出を行っていただきます。詳細については、今後公表予定の「会場外ポート用地整備等事業補助金交付要綱」をご確認下さい。
2	募集要項 6ページ 整備完了時期について	離着陸場整備が2025年3月31日までに間に合わなかった場合の措置についてご教示頂きたい。	・期限に間に合わなかった経過・事情も踏まえ、対応を検討します。 ・なお、この場合において、本市に損害があるときは、その損害を賠償しなければなりません（（別紙1）協定書 第12条第1号参照）。

「空飛ぶクルマ」会場外ポート事業者募集  
公募型プロポーザル方式にかかる質問と回答

3	募集要項 10ページ 保安対策	保安対策については当該敷地内で会場外ポートとして使用する敷地が限定されたとしても、事業者の責任で全面で実施する必要があるかどうか確認させて頂きたい。	対象エリアは募集要項P4のとおりであり、使用許可・占用許可については、募集要項P6「別図1」色塗部に対して行うものであることから、管理は全面で行っていただけます。保安対策については、提案内容によりますが、会場外ポートとして使用する敷地において、国土交通省から示される「パーティポート整備指針」を踏まえつつ、「場外離着陸基準」に沿った安全対策をとっていただくことになります。なお、上記とあわせて、警察署等とも協議し、協定書第6条に記載の対策を実施してください。
4	10ページ パーティポート整備指針について	現在、パーティポート整備指針については「案」ということでパブリックコメントが完了し、国土交通省様で対応中かと思えます。パブリックコメントでのコメントを受けて発行されるパーティポート整備指針の内容によっては、提案の検討の前提や資料作成内容を変更せざるを得ない可能性があります。パーティポート整備指針の発行時期次第では、質問期間の延長や場合によって提案締切時期の変更も検討いただけますと助かります。	パーティポート整備指針の内容により、提案内容の変更が生じる場合は、(別紙1)協定書の規定に基づく手続きを経ていただけますが、柔軟に対応させていただきます。(別紙1)協定書 第5条第2項参照) なお、質問期間の再延長は行いません。
5	Vertiportの登記について	中央突堤で建造したVertiportは、不動産登記することが必須でしょうか？必須ではない場合は応募者の裁量で決めて良いのでしょうか？	提案内容によりますが、関係法令を遵守し、関係機関とご相談の上、必要な手続きを行ってください。

3 事業期間に関すること

No.	募集要項 該当箇所	質問	回答
1	募集要項 11ページ	第2 5. 事業期間について ①事業期間は令和9(2027)年3月31日までより短い期間での応募は可能か。 ②事業開始後、事業期間の短縮・延長は可能か。 ③応募時に令和10年3月までの事業継続を希望したが、事業開始後、継続を取りやめることは可能か。	①令和9(2027)年3月31日より短い期間での応募は不可能です。 ②社会環境・情勢等の変化及び本事業に関係する官公庁との行政協議・関係者調整等により、公益上等の観点から、本市が、事業期間の変更をやむを得ないと認めた場合を除き、事業開始後の事業期間の短縮・延長は不可能です(別紙1)協定書 第5条第2項参照)。 ③②に同じです。
2	募集要項 11ページ 事業期間について	本事業の期間について、2027年3月31日(2028年3月31日まで延長可能)までとされている理由をご教示頂けますでしょうか？	大阪での商用運航の早期実現に向け、万博閉幕後も継続して実証実験フィールド等としての活用が必要と考えるため、制度整備の状況等も鑑み、2026年度(2027年3月31日)までの期間を設けております。

「空飛ぶクルマ」会場外ポート事業者募集  
公募型プロポーザル方式にかかる質問と回答

4 財政支援に関すること

No.	募集要項 該当箇所	質問	回答
1	募集要項 1 2 ページ 大阪市の財政支援について	舗装の補助対象として、ペイント（標示）、灯火等まで含めて頂きたい。	含みません。補助対象については、今後公表予定の「会場外ポート用地整備等事業補助金交付要綱」に記載の事項のみとなります。
2	募集要項 1 2 ページ 大阪市の財政支援について	格納庫・充電器の設置に関する補助対象経費はリース経費のみではなく、設置工事費用も対象として頂けないか？	設置工事費用については、含みます。 詳細は、今後公表予定の「会場外ポート用地整備等事業補助金交付要綱」をご確認下さい。
3	募集要項 1 2 ページ 大阪市の財政支援について	電源設備の補助対象として、受変電設備は除くとなっておりますが、受変電設備の定義・範囲について明確化頂けませんでしょうか？	電源設備とは、機体本体に直接電気を送電して充電できる設備もしくは、機体に取り付けるバッテリーを直接充電する設備を指します。いわゆるキュービクルは対象となりません。
4	募集要項 1 2 ページ 大阪市の財政支援について	格納庫内に旅客取扱い施設を設置した場合は補助対象経費に含めて頂きたい。	含みません。補助対象については、今後公表予定の「会場外ポート用地整備等事業補助金交付要綱」に記載の事項のみとなります。
5	募集要項 1 2 ページ 大阪市の財政支援について	第2 6. (1)①整地・舗装費補助について ①「離着陸帯部分等」には離着陸帯のほか、セーフティエリア、誘導路・誘導路帯、スタンド・スタンド保護エリアはもちろん、それ以外のエリアでも牽引や搬入のための舗装をする場合も含まれるか。また、埋設する電気配線・配管工事も含まれるか。 ②フェンス、側溝等の整備は補助対象に含まれるか。	①牽引や搬入のための舗装についても、補助対象としますが、電気配線の埋設、配管工事については、補助対象としておりません。 ②フェンス、側溝等の整備は、補助対象としておりません。

「空飛ぶクルマ」会場外ポート事業者募集  
 公募型プロポーザル方式にかかる質問と回答

<p>6</p>	<p>募集要項                  12ページ                  大阪市の財政支援について</p>	<p>第2 6. (1)②格納庫・電源設備整備経費補助について                  ①「格納庫整備」のリース経費には、建屋・内装・空調・照明・給排水に係る施工費や、調査費・設計費・撤去費がリース経費に含まれる場合、全額補助の対象となるか。                  ②旅客施設等を含めた格納庫とする場合、「格納庫整備」の補助対象に旅客施設等の整備費用は含むことは可能か。                  ③格納庫の1基というのは1棟のことを指すのか。1棟に機体が2機入れば2基という扱いになるのか。                  ④また、「電源設備整備」のリース経費には、充電器本体の設置費のほか、受変電設備から充電器までの配線・配管工事、エネルギーマネジメントシステムに要する費用も含まれるか。また、調査費・設計費・撤去費がリース経費に含まれる場合、全額補助の対象となるか。                  ⑤2025年12月以降もリース継続する場合、補助対象期間中に一括でリース経費を支払っていれば、全額を補助対象とすることは可能か。                  ⑥リースではなく一括発注・購入の場合は補助対象となるのか。補助対象となる場合、2025年12月以降も使用したとしても全額を補助対象とすることは可能か。</p>	<p>①「格納庫整備」のリース経費については、建屋・内装・空調・照明・給排水に係る施工費や、調査費・設計費・撤去費も補助対象とします。補助対象については、今後公表予定の「会場外ポート用地整備等事業補助金交付要綱」をご確認ください。                  ②「格納庫整備」の補助対象に旅客施設等の整備費用は含まれません。                  ③前段については、ご認識のとおりです。1棟に機体が2機入る場合であっても、1基の扱いとなります。                  ④受変電設備から充電器までの配線・配管工事、エネルギーマネジメントシステムに要する費用、調査費、設計費、撤去費についても、補助対象とします。                  ⑤補助対象期間のリース経費のみを補助対象とします。令和7（2025）年12月以降のリース経費は含みません。                  ⑥一括発注、購入については、補助対象としておりません。</p>
<p>7</p>	<p>公募要項P13                  会場外ポート用地整備等事業補助金交付要綱</p>	<p>補助金交付要綱への質問は、本件に係る質問期限までに質問する必要があるか？また、交付要綱の発行時期如何では質問期限の延長を考慮して頂きたい。</p>	<p>交付要綱については、10月中旬にHP掲載予定です。                  質問期限の延長については、検討します。                   （10月27日更新）                  質問の受付期限は、11月8日（水曜日）まで延期します。</p>
<p>8</p>	<p>会場外ポート用地整備等事業補助金交付要綱                   第3条 交付申請について</p>	<p>申請書に工事見積書（工事設計に関する書類）を添付することになっておりますが、これは補助金対象経費に関する見積書の添付という理解で良いでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

「空飛ぶクルマ」会場外ポート事業者募集  
公募型プロポーザル方式にかかる質問と回答

9	会場外ポート用地整備等事業補助金交付要綱	<p>第3条（交付申請）について</p> <p>・申請書に工事見積書の添付が必要となっているが、応募提案時点では概算見積りを基にした事業計画で提案し、事業者決定後に改めて設計の上、相見積もり・業者選定見積りの精査をすることが考えられるため、令和6年1月31日までに確定した業者からの見積りがそろわない可能性がある。添付するものは業者未確定時点での概算見積りで構わないか。</p>	<p>見積書については、申請書、計画書と整合性のとれる根拠書類として提出いただくものになります。整合性が確認できるのであれば、概算見積りでも構いません。ただし、金額に変更がある場合の手続き等については、補助金交付要綱第8条、第9条に記載のとおりとなります。</p>
10	募集要項 12ページ 大阪市の財政支援について	<p>格納庫・充電器について、所有権移転付きのリースとし、補助対象期間終了時に所有権を採択事業者に移管し、継続して活用しても良いか？</p>	<p>本事業の実施趣旨の観点等から、事業期間中に所有権を移転する場合は、補助対象としておりません。また、事業期間終了後は、原則、原状回復（撤去）をしていただきます。</p>
11	募集要項 12ページ	<p>第2-6.(1)②格納庫・電源設備整備経費補助について</p> <p>・「4 財政支援に関すること」回答No.6④では、配線・配管工事等も補助対象になるとのことだが、これらの付随設備自体をリース・レンタルにすることが難しい（資産は発注者帰属となる）場合が想定される。その場合でも、本体工事に付随する工事としてリース・レンタル業者に発注し、設置工事費用として支払うのであれば、補助対象に含めることは可能か。</p>	<p>提案内容によりますが、格納庫及び電源設備の設置に要する直接的経費（工事費、設置費、その他市長が本事業に必要と認めるもの）は、補助対象となります。なお、補助金の交付申請の際には、積算内訳がわかるものをご提出下さい（「会場外ポート用地整備等事業補助金交付要綱」第3条2項参照）。</p>
12	募集要項 12ページ	<p>第2-6.(1)②大阪市の財政支援について</p> <p>・格納庫や電源設備のリース（レンタル）経費について、リース（レンタル）事業者にとって長期間の継続利用が不透明なため、例えば契約初年度の契約金額を大きくするなど、偏りのある内容になったとしても補助金申請上は問題ないか。</p>	<p>補助金の交付申請時に提出いただく提出書類の内容を精査し、適正性を判断し、交付決定の手続きを行い、各年度の予算の範囲内で補助金を交付します。なお、補助金の交付決定及び補助金の額の確定にあたっては、必要に応じて適合性の調査等を行う場合があります（「会場外ポート用地整備等事業補助金交付要綱」第4条、第13条参照）。</p>
13	財政支援に関するご回答10について	<p>①本回答から察するに、仮に格納庫や充電設備を補助対象期間終了後に残置する場合には、事業者がリース経費を負担するという理解で良いか？</p> <p>②事業期間内のリース経費の3/4が補助金予算内に収まるようであれば事業期間内(最大2028年3月まで)のリース経費は補助金対象として頂きたい。</p>	<p>①御認識のとおりです。</p> <p>②「4 財政支援に関すること No.6⑤」に記載のとおりであり、各年度の予算の範囲内で補助金を交付します。</p>

「空飛ぶクルマ」会場外ポート事業者募集  
公募型プロポーザル方式にかかる質問と回答

14	財政支援に関するご回答 8、9 について	提案時には根拠資料として業者からの概算見積書を添付する必要なく、採択後の補助金申請時に見積書の添付が必要との理解で良いでしょうか？	御認識のとおりです。ただし、補助金の交付申請内容に齟齬がないよう、事業計画書、整備計画書等に補助金の交付申請をする場合の対象事業内容について記載をお願い致します。
----	----------------------	---	---

5 提案内容に関すること

No.	募集要項 該当箇所	質問	回答
1	様式 6 - 2 経理状況調書の記載方法について	様式 6 - 2 応募者の経理状況調書（「空飛ぶクルマ」会場外ポート事業者募集）について、連結、単体 どちらの数字を記載すべきでしょうか？	連結での数字をご記載願います。
2	公募要項P13 事業者の収入	自由提案による自主運営事業は、採択後に提案する事業についても実施して良いか？	事業の実施にあたっては、事業者と大阪市との協議の上で内容を確認するものであり、当該協議は、提案内容の実施を前提に行うものです（募集要項P6 第2 1.（3）参照）。 提案内容を変更する場合は、書面による大阪市の事前承認を得る必要があります（（別紙1）協定書 第5条第2項参照）。

6 その他

No.	募集要項 該当箇所	質問	回答
1	募集要項 13 ページ 大阪市等が実施する社会実装促進事業補助について	大阪府・大阪市による空飛ぶクルマの実証事業にかかる補助金について、本事業期間は継続するかどうかご確認頂きたい。	各年度予算において、適宜検討していく予定です。

「空飛ぶクルマ」会場外ポート事業者募集  
 公募型プロポーザル方式にかかる質問と回答

2	万博の未来ショーケース事業との関係について	本件に採択された事業者と万博の未来ショーケース事業との関係はどのように整理されるか？	<p>本件の事業予定者として決定された事業者は、2025年大阪・関西万博の「未来社会ショーケース事業出展」の一つである「スマートモビリティ万博」の空飛ぶクルマに係る協賛・参加事業者とはなりません。万博時の空飛ぶクルマの二地点間運航の実現に向けた取組の関係事業者として、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会及び同協賛・参加事業者とも適宜連携を図りながら、本件ポート整備・運営事業に取り組んでいただくことになります。</p> <p>また、本件は社会受容性の向上と商用運航の実現に向けた取組を実施いただく事業でもあり、万博関連事業としてのみならず、「空飛ぶクルマ」の活用と事業化を目指し、幅広く事業の推進に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。</p>
3	公募要項P16 応募提案の受付 ③必要書類及び提出部数	CD-R等によるデータの提出については、USBメモリによる提出で代用することは可能か？	可能です。
4	様式5 連合体協定書第3条について	『空飛ぶクルマ』会場外ポート事業』に係る連合体協定書は、法的には、民法上の組合かと思えます。よって、当連合体は、法人格を有さない理解ですが、『空飛ぶクルマ』会場外ポート事業』に係る連合体協定書第3条の事務所は、代表者（代表企業）の事務所の住所を想定していますでしょうか。 もしくは、何かしらの事務所を有する法人格を想定しているのでしょうか。	『空飛ぶクルマ』会場外ポート事業』に係る連合体協定書第6条に定める代表者（代表企業）の事務所の所在地を想定しています。
5	別紙5 大阪市行政財産使用許可書  別紙6 臨港道路等占用許可書	①仮に連合体を組成して応募をする場合、別紙5の「大阪市行政財産使用許可書」・別紙6「臨港道路等占用許可書」は、使用者として当連合体あてに出される理解でよろしいでしょうか。 ②この場合、本事業に関して必要となる事項を執行するため、（構成員ではなく）当連合体が、契約当事者となって、第三者と契約を締結することが前提でしょうか。この場合でも、構成員が、契約当事者となって、第三者と契約締結し、許可を得た物件を使用しても問題ない整理でしょうか。	①御理解のとおりです。連合体あてにそれぞれの許可書を発行します。また、各許可書には、連合体の名称のほか、当該構成員の名称も記載します。 ②連合体を組成する場合は、「実施体制表」（様式11）で各構成員の役割分担を明確にさせていただきます。この役割分担に則っていれば、各構成員が契約当事者となり、契約を締結いただいても問題ありません。

「空飛ぶクルマ」会場外ポート事業者募集  
公募型プロポーザル方式にかかる質問と回答

6	対外公表について	事業者として選定された場合の対外公表について、主要な下請け企業・団体等も協力企業・団体として社名を公表しても良いか？	本公募において決定した事業者による対外公表の方法については、同事業者に委ねますが、公表時期や内容等については、本市と事前に調整していただくようお願いします。
---	----------	--	--